

令和7年3月 ごみ収集カレンダー

ごみは、決められた日の朝8時30分（一部地域は8時）までに
出してください。前日の夜には出さないでください。

日	月	火	水	木	金	土
						1
***	***	***	***	***	***	休
2	3	4	5	6	7	8
休	可燃	カン	可燃	不燃	可燃	休
9	10	11	12	13	14	15
休	可燃	びん	可燃 (粗大:有料)	ダンボール・紙パック ペットボトル ペットボトルキャップ	可燃	休
16	17	18	19	20	21	22
休	可燃	カン	可燃	新聞・雑かみ	可燃	休
23/30	24/31	25	26	27	28	29
休	可燃	びん	可燃 (粗大:有料)	ダンボール・紙パック ペットボトル ペットボトルキャップ 〔天ぷら油・布類 拠点回収〕	可燃	休

粗 大 ご み (有料：事前申込制)	◎ 収集日 3月12日(水) → 申込期限 3月 7日(金)	戸別に伺います。 券を貼って外に出し ておいてください。
	◎ 収集日 3月26日(水) → 申込期限 3月21日(金)	

～ 粗大ごみの出し方 ～

「粗大ごみ」とは、一辺の長さが50cm以上2m未満の、一般家庭から出される家具などの大型ごみです。
直接美化センターに持ち込む(無料)か、収集を希望される場合(有料)は、次のことにご注意いただき、
役場環境課へ事前に電話などでお申し込みください。

- 収集日は毎月第2・4水曜日で、原則「前の週の金曜日」までがお申し込み期限となっています。
- 収集日1日につき、1世帯5点までお申込みいただけます。(引越しの際等に大量に出るごみは収集していません。)
- 収集日前日までに1点につき1枚500円の「粗大ごみ収集券」をお買い求めください。
- 収集はご自宅まで伺います。
- 必ず朝8時30分までに「粗大ごみ収集券」を貼ってご自宅の外に出しておいてください。
- 収集販売場所は、環境課、駅前案内所、ヘルシープラザ、J Aかながわ西湘湯河原支店・湯河原中央支店です。

～ 拠点回収について ～

町では、「布類・古着(主に夏物、春物)」とご家庭で天ぷらや揚げ物に使用した「サラダ油」、「菜種油」、
「ゴマ油」などの植物性油の拠点回収を行っています。

- 収集日は毎月第4木曜日の午前8:30～11:30となっています。
- 場所は、役場第一庁舎、各地域会館(宮下、門川、城堀、文化福祉、鍛冶屋、川堀、福浦)、旧宮上会館、
ぶらりお休み処、社会福祉協議会、子育て支援センター、森下公園上倉庫、鍛冶屋公社住宅(油のみ)、
商工会館、千暮公園、ヘルシープラザ、福浦第9分団詰所、奥湯河原分署、美化センター(油のみ)です。
- 油は「かず」を取り除き「乾いたペットボトル」に入れてしっかり「ふた」をしめて出してください。

- ◇ごみの処分 問合せ◇ 美化センター(衛生組合) 63-3472
平日8:30～11:30・13:00～16:30／土、祝日8:30～11:30(日曜日は休業)
- ◇ごみの収集 問合せ◇ 湯河原町役場 環境課 63-2111(内線552・553)

令和7年4月 ごみ収集カレンダー

ごみは、決められた日の朝8時30分（一部地域は8時）までに
出してください。前日の夜には出さないでください。

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
***	***	カ ン	可 燃	不 燃	可 燃	休
6	7	8	9	10	11	12
休	可 燃	び ん	可 燃 (粗大:有料)	ダンボール・紙パック ペットボトル ペットボトルキャップ	可 燃	休
13	14	15	16	17	18	19
休	可 燃	カ ン	可 燃	新聞・雑かみ	可 燃	休
20	21	22	23	24	25	26
休	可 燃	び ん	可 燃 (粗大:有料)	ダンボール・紙パック ペットボトル ペットボトルキャップ 〔天ぷら油・布類〕 拠点回収	可 燃	休
27	28	29	30			
休	可 燃	カ ン	可 燃	***	***	***

粗 大 ご み
(有料：事前申込制)

◎ 収集日 4月 9日(水) → 申込期限 4月 4日(金)
◎ 収集日 4月 23日(水) → 申込期限 4月 18日(金)

戸別に伺います。
券を貼って外に出し
ておいてください。

収集出来ないものがあります

町では、法律に基づくもの、収集業務に支障をきたすもの、危険なもの、処分ができないもの等の理由により、収集できないものがあります。

1回に大量に出るごみ

引越し、庭木の剪定などで一度に大量に出るごみは、ご自身で美化センターに持ち込むか、許可業者等に運搬を依頼してください。

危険なもの……………販売店などに相談してください。

- 発火、爆発の恐れのあるもの（プロパンガスボンベ、ガソリン、灯油、塗料など）
- 有害、有毒性のあるもの（薬品類、農薬類、廃油など）

処分できないもの……………販売店、または廃棄物処理業者にお問い合わせください。

自動車やオートバイの部品、バッテリー、ホイール、タイヤ、消火器、金庫、ピアノ、業務用機器、ビニールタンなどの建築廃材、石、土、レンガ、コンクリートブロック、リチウムイオン電池・ボタン電池など。

テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン（特定家電）

リサイクルすることが法律で義務付けられています。リサイクル料金と運搬料金がかかりますので、買い替えの場合は家電販売店へ、その他の場合は役場環境課へお問い合わせください。

パソコン

特定家電4品目と同様に、リサイクルが義務付けられていますので、各メーカーまたは、一般社団法人 パソコン3R推進協会 <https://www.pc3r.jp/>（TEL：040-540-0576）にお問い合わせください。

◇ごみの処分 問合せ◇ 美化センター（衛生組合）63-3472

平日 8:30~11:30・13:00~16:30／土、祝日 8:30~11:30（日曜日は休業）

◇ごみの収集 問合せ◇ 湯河原町役場 環境課 63-2111（内線552・553）